

二本松市ＬＥＤ照明設備導入支援事業補助金

原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、市内の中小企業者等が行うＬＥＤ照明設備導入による経営効率化に資する取り組みに対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

《予算額 １０,０００千円》

■補助内容

項 目	内 容
交付対象者	次のいずれにも該当する中小企業者等 ①市内に主たる事業所等を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人 又は、主たる事業所等の所在地が市内である法人 ②申請日時点において市内で１年以上商工業を営んでいること ③市税を滞納していないこと
補助対象事業所等	交付対象者自らが営む、市内の自己所有の店舗、事業所又は工場
補助対象事業	据付型のＬＥＤ以外の照明設備をＬＥＤ照明設備へ交換する事業 【要件】 ①工事を伴う交換であること（電球（ランプ）のみの交換を除く）。 ②市内業者の施工によるものであること。 ③交換するＬＥＤ照明設備類が未使用品であること。 ④令和８年１月３１日までに完了する事業であること。
補助対象照明設備	補助対象事業において補助対象事業所等に設置するＬＥＤ照明設備
補助対象経費	ＬＥＤ照明設備の設置及び既存の照明設備の撤去に要する経費
補助金の額	補助対象経費の２／３の額（千円未満切捨て） ※１事業者につき、上限５０万円（複数店舗所有の場合を含む） ※予算額に達した場合、募集を締め切ります。
補助対象外	○補助対象外の者 ①主として農業、林業、漁業、医療、福祉及び公務を営む者 ②医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、有限責任事業組合（ＬＬＰ）、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体 ③二本松市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定に該当している者 ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第２条第１項第１号から第５号までに掲げる営業で、店舗等の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの又は、風営法第２条第５項に掲げる性風俗関連特殊営業のもの ○補助対象外の店舗・事業所等 ・不動産業等の場合で、アパート等の賃貸部分（賃貸している部屋を含む） ・社宅、社員食堂等、直接事業活動に使用しない部分 ・自宅と事業所等が同一の建物にある場合で、専ら居住の用に供している部屋等 ・自宅と事務所等を兼用している場合で、事業に専用しているものとして明確に区分できない部分

補助 対象外	○補助対象外の工事 ・既存のＬＥＤ照明設備を新しいＬＥＤ照明設備に交換するもの ・ＬＥＤ照明設備を単に増設するもの（新築を含む） ・自社で取り扱う製品又は自社で施工するもの ・補助対象経費について、市又は他の補助制度により補助金等の交付を受けているもの 若しくは受ける見込みがあるもの ・交付決定日前に事業着手されているもの ○補助対象外の照明器具 ・電気スタンド、移動式の看板等の移動可能なもの ・非常灯、誘導灯、スイッチ、防犯灯 ・必要以上に高価なもの又は美術品等の華美なもの ・リース契約により設置するもの ○補助対象外の経費 ・消費税及び地方消費税 ・申請に係る人件費、雑役務費、切手代、証明手数料、振込手数料等 ・その他市長が適当でないと認める経費
-----------	---

- 募集期間 令和７年３月３日（月）～１２月２６日（金）午前８時３０分～午後５時
※土日祝日を除く。
※予算額に達した場合、募集を締め切ります。

■注意事項

- 申請の受付は、予算額に達した時点で終了する。
- １事業者につき１回のみ申請が可能。市内に複数店舗等を所有している事業者も、１回のみ申請となる。
- 前回（令和５年度及び令和６年度）実施した二本松市ＬＥＤ照明設備導入支援事業補助金の交付を受けた者で、前回と異なる場所（箇所）を新たにＬＥＤ照明設備へ交換する場合は補助対象となる。
- 新たに創業する者は対象とならない。
- 事業の採択にあたっては、事業内容を審査した上で決定する。
- 必ず交付決定通知が届いてから、事業に着手すること。
補助金の交付決定前に支出している経費は補助対象外。
- 本事業により取得又は効用の増加した照明設備を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供してはならない。
ただし、補助事業者等が規則第１１条第１項第３号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１及び別表第２に規定する当該財産の耐用年数が経過した日を経過した場合は、この限りでない。
- 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

■問い合わせ・申し込み

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係
住所：〒964-8601 二本松市金色 403 番地 1
TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533
E-mail：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	(1) 交付申請【申請者→市】 ※令和7年12月26日（金）まで 事業開始前に次の書類を作成し提出してください。 ■LED照明設備導入支援事業補助金交付申請書（要綱 第1号様式） ■補助対象照明設備一覧表兼支出予算書（要綱 第2号様式） ■設置場所が確認できる間取り図及び図面 ■現在設置されている照明設備が確認できる写真 ※近影だけでなく、全体が確認できる遠景の写真も添付すること。 ■経費の内訳が明記されている見積書の写し ■導入する補助対象照明設備の仕様がわかるカタログ等の写し ■納税証明書（商工課補助金用）（課税がない者にあつては、課税証明書） ※受付開始日（令和7年3月3日）以降に証明を受けたものに限りです。 (2) 交付決定通知【市→申請者】 交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。 (4) 事業実施【申請者】 必ず補助金交付決定又は変更交付決定を受けてから事業を開始してください。 (5) 実績報告【申請者→市】 事業完了後14日以内に次の書類を提出してください。 ■LED照明設備導入支援事業補助金実績報告書（要綱 第9号様式） ■補助対象照明設備一覧表兼支出決算書（要綱 第10号様式） ■補助対象経費の支払いを確認できる請求書及び領収書の写し ■補助対象照明設備の設置状況を確認できる写真（設置後の該当箇所のカラー写真） ※近影だけでなく、全体が確認できる遠景の写真も添付すること。 ■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し（表紙と1ページ目）） (6) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (7) 補助金交付請求【申請者→市】 ■補助金等交付請求書（規則 第5号様式） (8) 補助金交付【市→申請者】
--	--

■補助金手続きの注意事項

○申請

- ・記入例をよく確認し、必要書類を作成してください。
- ・申請内容を把握している方（ご本人・事務担当者など）が申請の手続きをしてください。
- ・書類の不足・不備がある場合は、受付できません。

○実績報告

- ・事業完了後14日以内に実績報告書を提出してください。
- ・実績報告に写真が必要となりますので、施工前と比較できる写真を撮影してください。

二本松市ＬＥＤ照明設備導入支援事業補助金 チェックシート

No.	名 称	チェック欄
①交付申請に必要な書類		
1	ＬＥＤ照明設備導入支援事業補助金交付申請書（要綱 第１号様式）	☐
2	補助対象照明設備一覧表兼支出予算書（要綱 第２号様式）	☐
3	設置場所が確認できる間取り図及び図面	☐
4	現在設置されている照明設備が確認できる写真 （設置前の該当箇所のカラー写真）	☐
5	経費の内訳が明記されている見積書の写し	☐
6	導入する補助対象照明設備の仕様がわかるカタログ等の写し	☐
7	納税証明書（商工課補助金用）（課税がない者にあつては、課税証明書）	☐
②実績報告に必要な書類		
1	ＬＥＤ照明設備導入支援事業補助金実績報告書（要綱 第９号様式）	☐
2	補助対象照明設備一覧表兼支出決算書（要綱 第１０号様式）	☐
3	補助対象経費の支払いを確認できる請求書及び領収書の写し	☐
4	補助対象照明設備の設置状況を確認できる写真 （設置後の該当箇所のカラー写真）	☐
5	振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し表面と１ページ目）	☐
③交付請求に必要な書類		
1	補助金等交付請求書（規則 第５号様式）	☐